

区長報告第七号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和六年三月二十六日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和六年五月十五日

港区長 武井雅昭

記

令和五年六月三十日議決を得た工事請負契約（浦島橋改修工事）の契約金額「五億九千四百万円」を「六億八百六十五万三千百円」に変更する。